

農業分野における育成就労制度のポイント

株式会社農林中金総合研究所

石田一喜

石田 一喜 (いしだ かずき) 株式会社 農林中金総合研究所 主事研究員・マネージャー

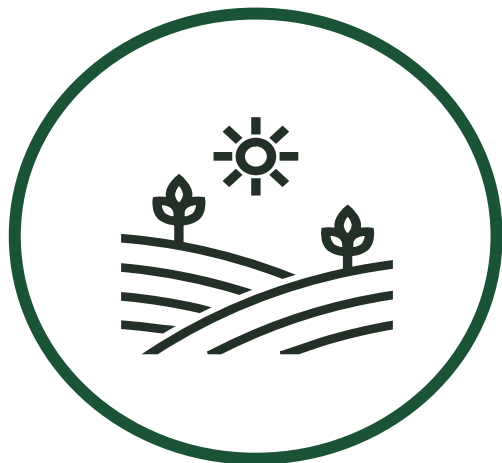
- 1984年生まれ。福島県会津若松市出身。専門は農業経済学。

- 東京大学農学生命科学研究科 農業・資源経済学専攻博士課程後 (~13年3月)、農林中金総合研究所に入社 (13年4月)。

【研究テーマ】

“持続的な農業“

農地・地域資源の利用・管理



農地関連制度・農地利用



- ・ 農地関係法令の動向
- ・ 企業の農業参入、集落営農 (25年10月農業参入フェア)
- ・ 農業の第三者継承・M&A、農業法人企業価値評価 (25年~)

持続可能な研究チーム (リーダー) (~26.3)

石田 (リーダー)
石塚、宮田、野場



- ・ 気候変動適応策 (宮田)
- ・ 豪雨等災害対応・BCP (野場)
- ・ 都市農業・都市農地 (石塚)

環境と農業



- ・ “みどり戦略”の動向
- ・ 農業由来にするカーボンクレジットの創出 (23年度農水省委員)
- ・ 気候変動対応

有機農業チーム (リーダー) (~26.3)



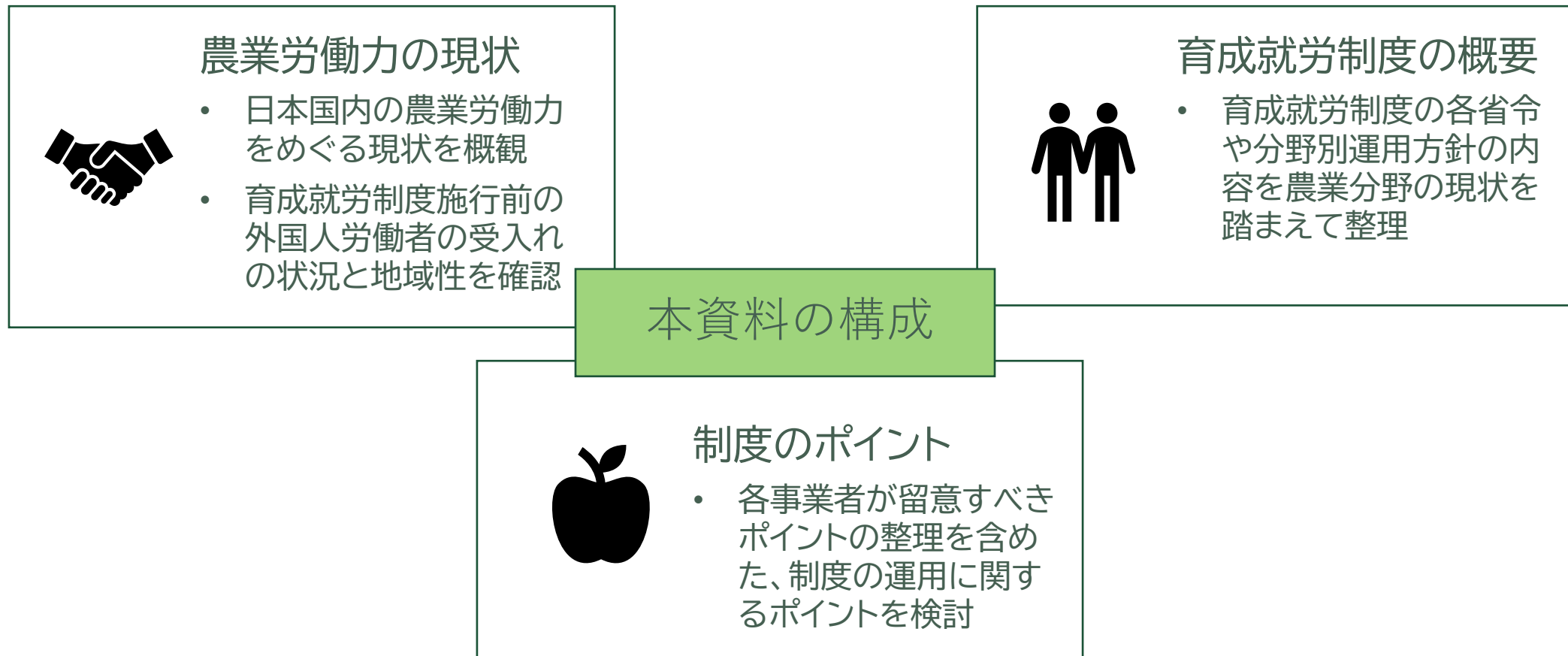
- ・ オーガニックビレッジ調査 (石田)
- ・ 海外動向整理 (山本、河原林、内田)
- ・ 環境再生型農業 (25年度~)

農業・地方農村部の 人手不足と“しごとづくり”



- ・ 農業労働力の状況
- ・ 外国人労働力の動向 (科研)
- ・ 地方での“しごとづくり”特定地域づくり事業 (24年2月参議院参考人)

本日の報告内容

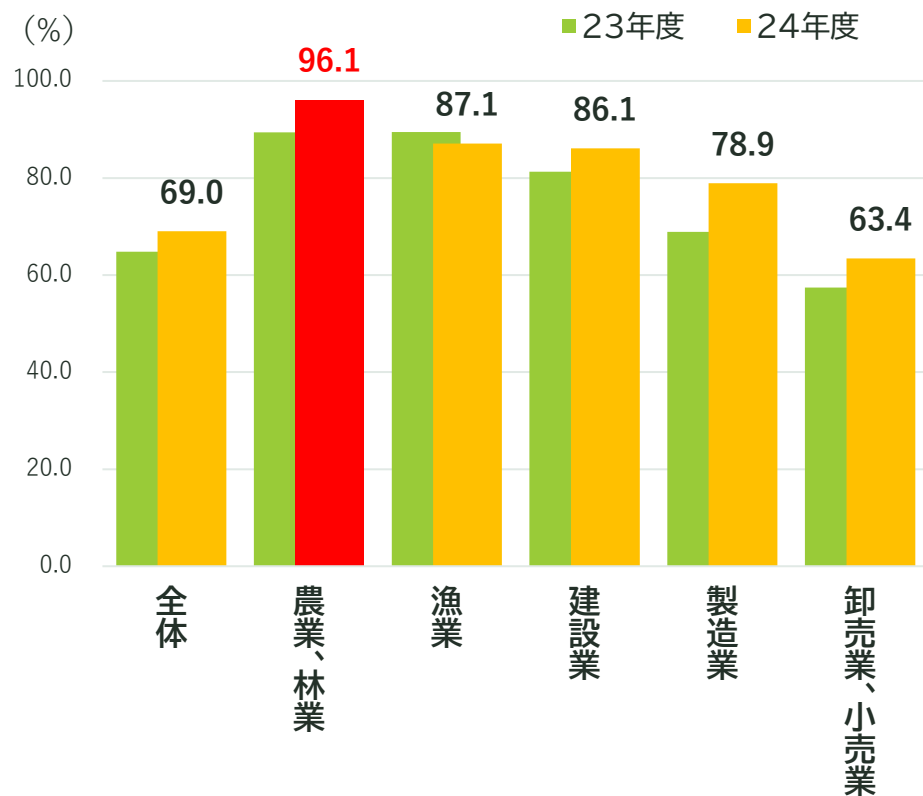


本日本話する 内容

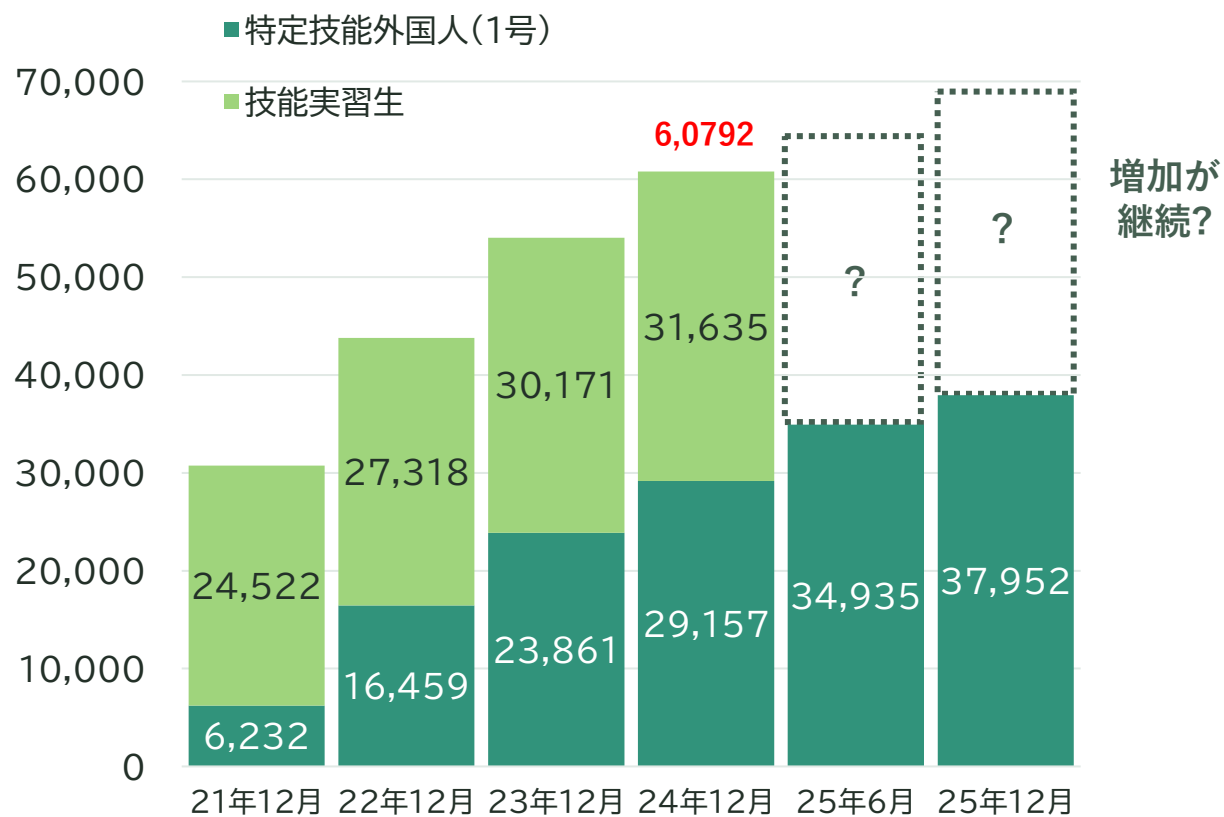
1. 農業労働力をめぐる現状
2. 育成就労制度の農業分野におけるポイント
3. 育成就労制度のポイント（お話ししたいポイント）

農業・林業は「労働力不足の解消・緩和」を目的として外国人を雇用する傾向が強く、技能実習生数、特定技能外国人数ともに増加が続いている

外国人労働者を雇用する理由のうち「労働力不足の解消・緩和のため」の回答割合(複数回答)



技能実習生数と特定技能外国人労働者数(1号)



注 左図は外国人雇用実態調査が対象とする雇用保険被保険者5人以上の事業所に限った結果となる。
資料 左図「令和6年外国人雇用実態調査」より農中総研作成。右図は農林水産省「農業分野における外国人材の受け入れ」(26年1月)に追記し、農中総研作成。

農業に従事する外国人数は6万人を超え、常雇の1/4を占める状況に

農業に従事する外国人数(24年末)

合計:60,966人



技能実習生
31,635人



特定技能1号外国人
29,157人

《25年6月 34,935人》
《25年12月 37,952人》



特定技能2号外国人
174人

《25年6月 519人》
《25年12月 1,282人》

常雇に占める外国人労働者のシェア

25年の農業での常雇は24.2万人

6.1万人 / 24.2万人 = 25.1%

> 農業に主に従事している農業者数との比較

25年の50代以下の基幹的農業従事者数 37.5万人

25年の30代以下の基幹的農業従事者数 8.4万人

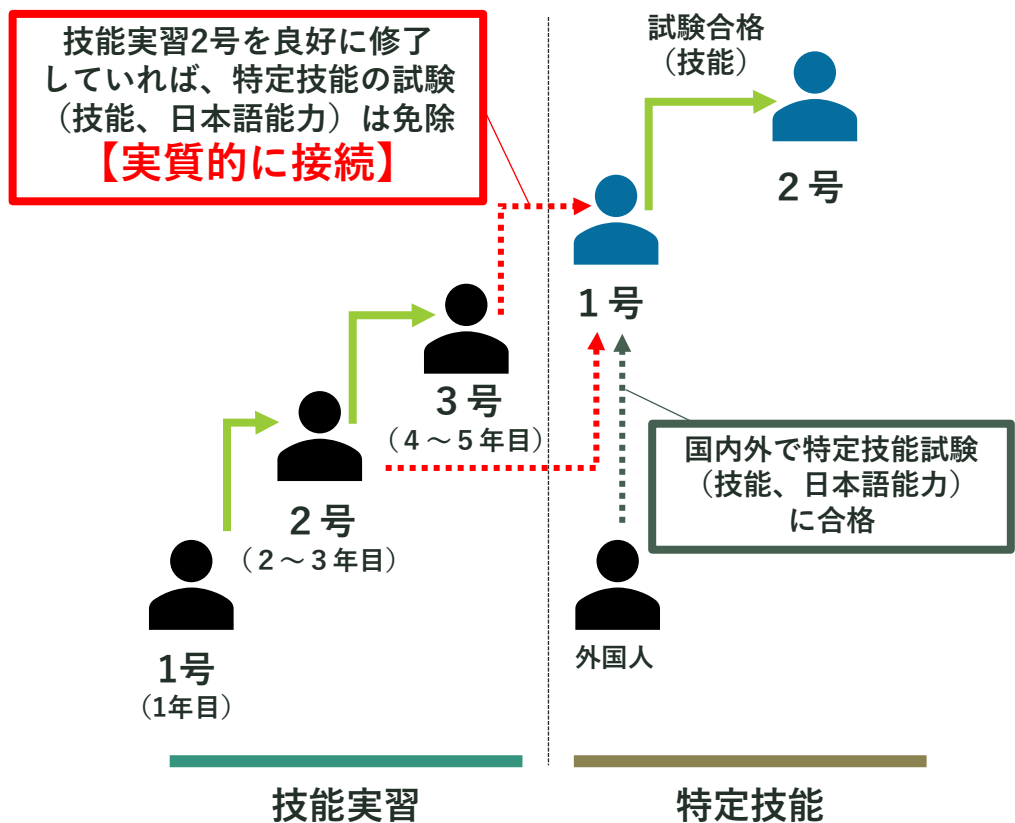
新規雇用就農者数との比較

23年の新規雇用就農者 0.9万人 (40代以下は0.7万人)

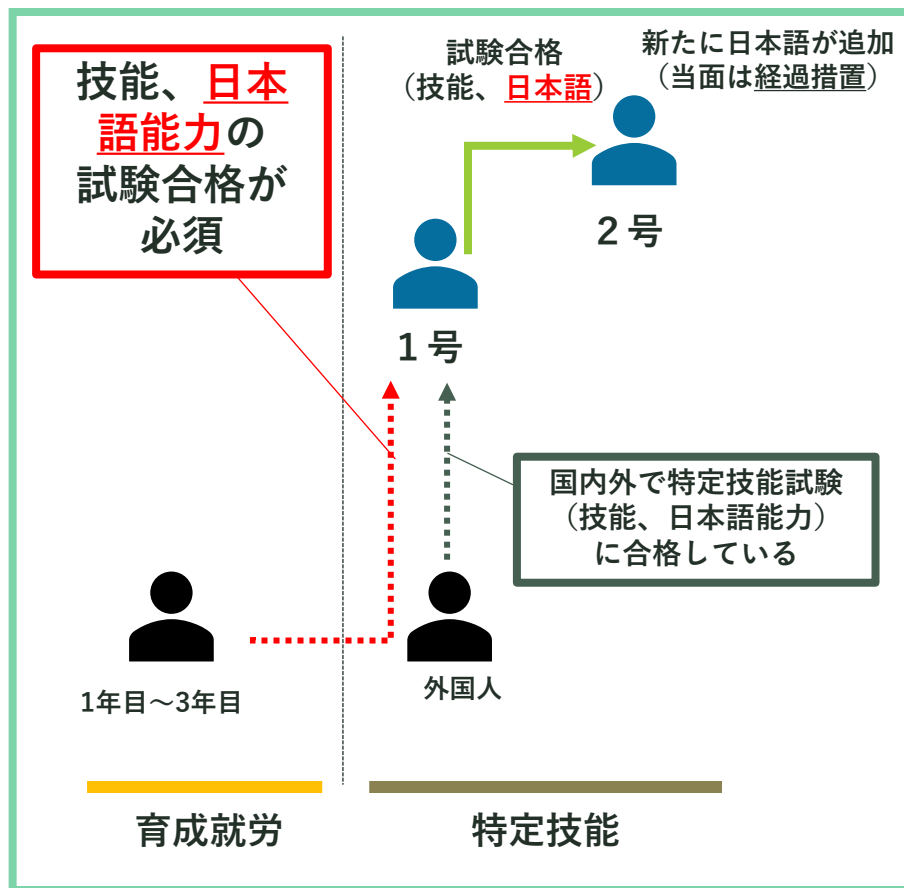
注 農林業センサスの対象ではない農業協同組合の選果場等で従事する外国人労働者（特定技能外国人）も一部含むため、若干高い割合が計算されている。
資料 「2025年農林業センサス結果の概要（確定値）」、農林水産省「新規就農者調査」より農中総研作成。

「技能実習」と「特定技能」は実質的に接続。一方で「育成就労」では技能と日本語能力に関する試験合格が特定技能に移行する条件となる。

在留資格の関係(技能実習と特定技能)

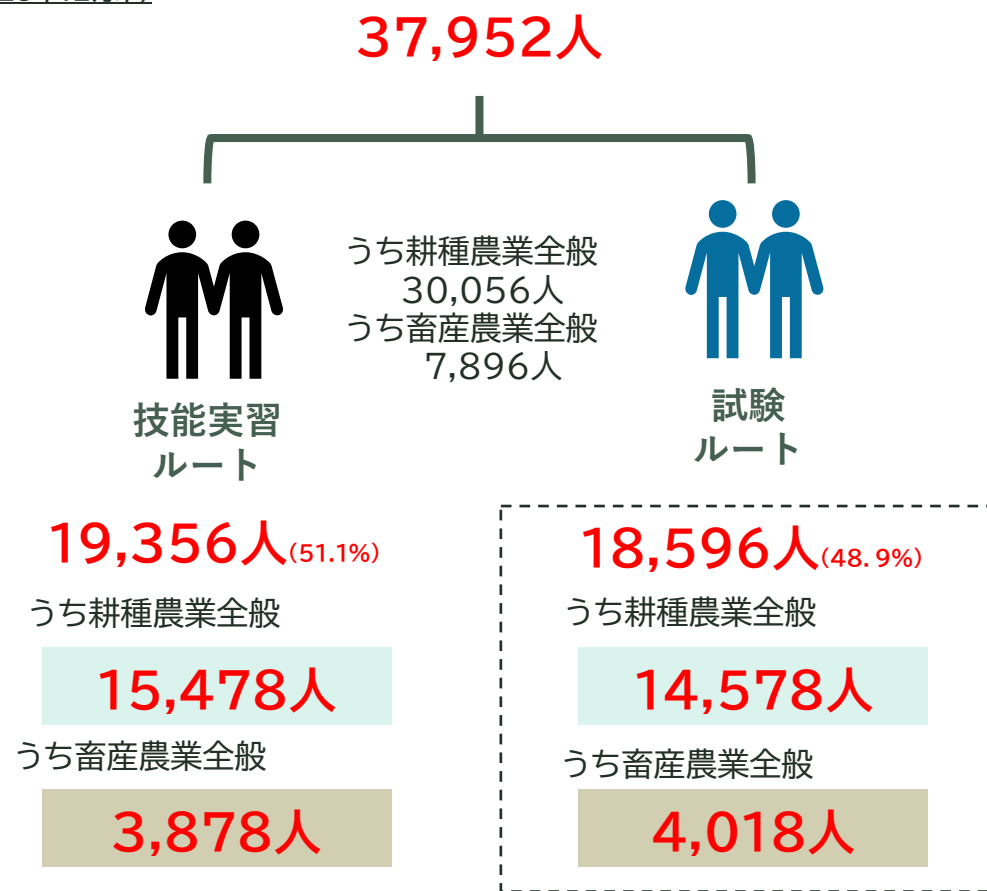


在留資格の関係(育成就労と特定技能)



「試験ルート」率が上昇し、25年末は48.9%。畜産ではすでに「試験ルート」が「技能実習ルート」を逆転。“農作業未経験者”が増加傾向にある。

試験ルート・技能実習ルート別 特定技能1号在留外国人数
(25年12月末)



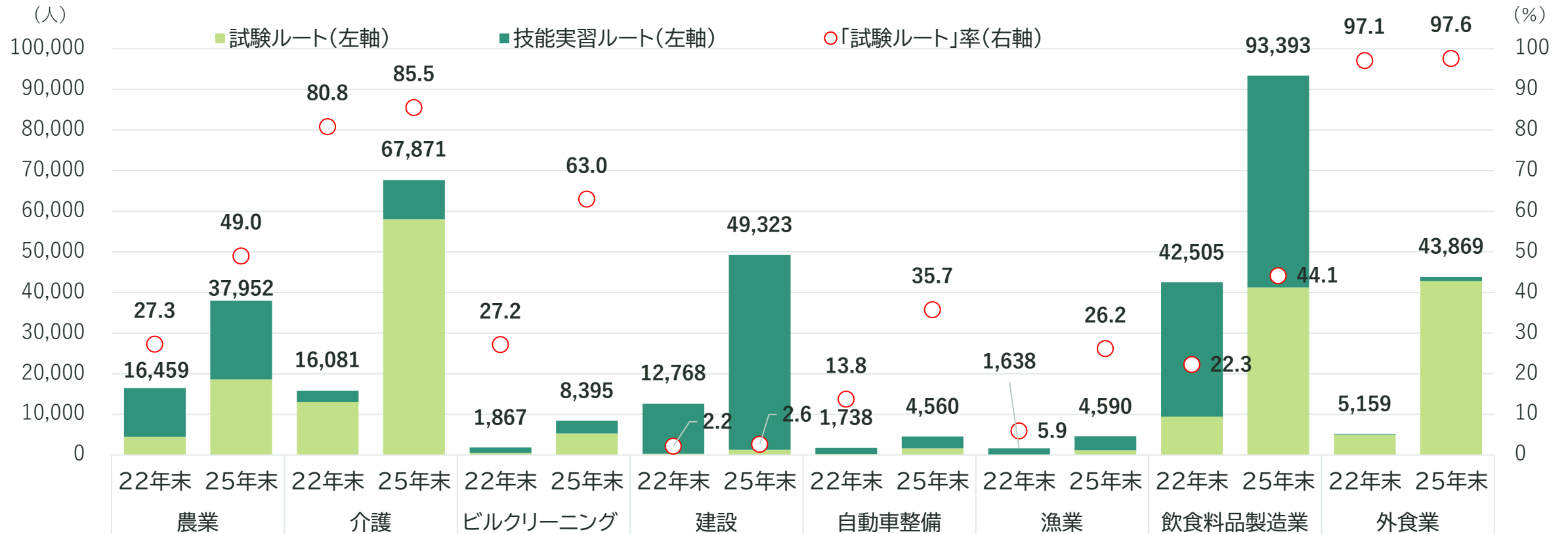
耕種農業全般	23年12月末	24年12月末	25年12月末
技能実習生	24,466	25,640	—
特定技能1号外国人 (試験ルート)	6,973	10,334	14,578
特定技能1号外国人 (技能実習ルート)	11,611	12,533	15,478
特定技能2号外国人	0	119	918

畜産農業全般	23年12月末	24年12月末	25年12月末
技能実習生	5,705	5,995	—
特定技能1号外国人 (試験ルート)	2,052	2,851	4,018
特定技能1号外国人 (技能実習ルート)	3,225	3,419	3,878
特定技能2号外国人	0	55	364

資料 法務省「特定技能在留外国人数の公表等」より農中総研作成。

【参考】他分野との「試験ルート」率の比較：建設以外は「試験ルート」率が上昇

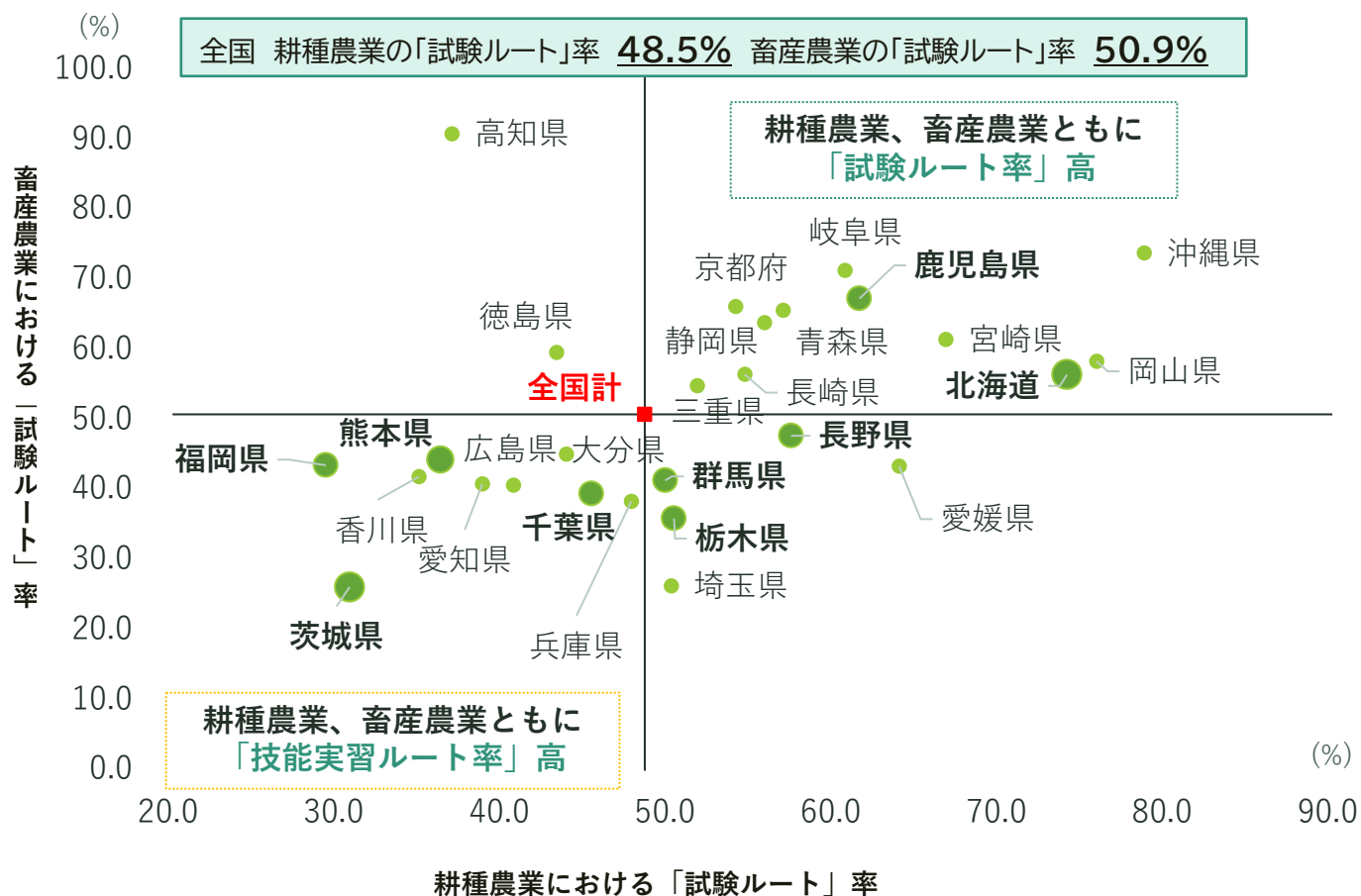
各分野の特定技能外国人数(「技能実習ルート」「試験ルート」と「試験ルート」率



資料 法務省「特定技能在留外国人数の公表等」より農中総研作成。

「試験ルート」のシェアが高いエリア、低いエリアともに育成就労制度施行の影響が異なりながら発現すると考えられる

耕種農業と畜産農業の「試験ルート」率(都道府県別)



- 「試験ルート」率は道府県で傾向が異なり、特定技能外国人数が多い10県域でも傾向の違いがある。
- 降雪などの天候の影響や品目の特性などを理由として、通年での技能実習生の受入れができないエリアや事業者が試験ルートで特定技能外国人を雇用する傾向。
- 近年は選果場の人手不足を背景に特定技能外国人の雇用を進める傾向もみられる。

「試験ルート」率が高い県域

- 北海道、鹿児島県、長野県。

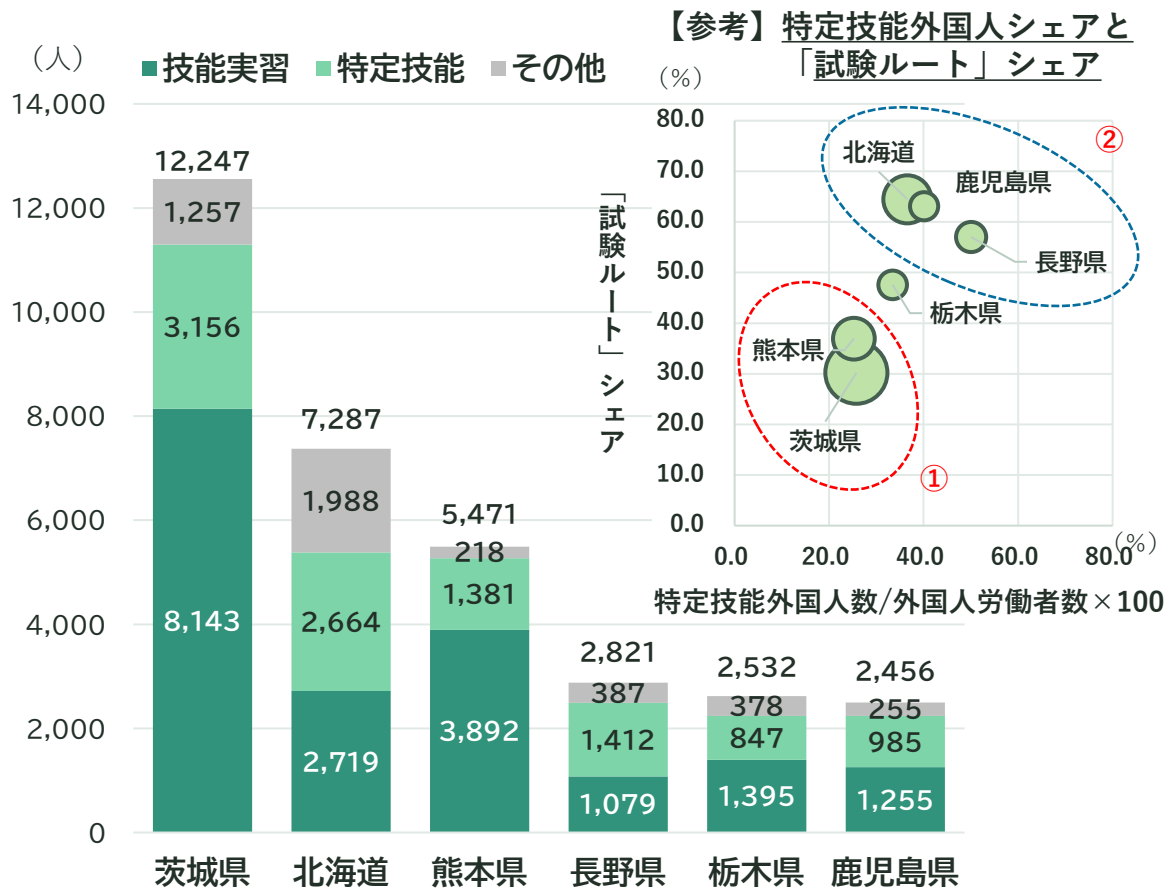
「技能実習ルート」率が高い県域

- 福岡県、茨城県、熊本県、千葉県。
- 技能実習生の継続雇用、県内の技能実習生の雇用のほか、他の都道府県での技能実習修了者の特定技能外国人としての雇用が多い。
- 育成就労制度の影響が比較的大きい県域ともいえる。

注 特定技能外国人数が300名を超える道府県のみをプロットし、上位10道府県を太字とした。
資料 法務省「特定技能在留外国人数の公表等」より農中総研作成。

【参考】技能実習生が多いエリアは育成就労を検討する可能性が高いが、特定技能外国人が多いエリアでの育成就労制度への対応は今後の注目点。

外国人労働者数(在留資格別、25年10月末時点)



①特定技能シェア：低 試験ルートシェア：低

- 茨城県、熊本県：7割程度が技能実習生。
- 技能実習3号への移行は多い。技能実習後は帰国するケースが少なくないと推測できる。
- 技能実習生のなかから、雇用を継続したい者を特定技能外国人として雇用している可能性が高い。

②試験ルートシェア：高

- 北海道、長野県、鹿児島県。
- 外国人労働者に占める特定技能外国人のシェアは高く、茨城県、熊本県より10~20ポイント高い。
- 現在の特定技能外国人は「試験ルート」のシェアが高く、急速な労働需要の拡大を試験ルートで対応するとともに、技能実習生が特定技能への移行時には道外・県外に住居を変更している可能性が高い。

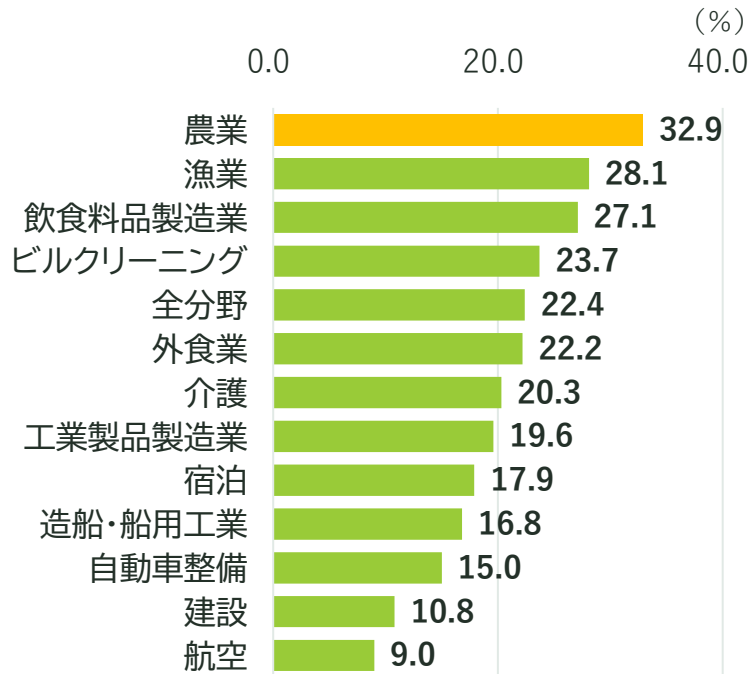
育成就労制度の施行にともない、全国的にみても外国人雇用の傾向が変わる可能性がある

注 左図の「その他」には「身分に基づく在留資格」、特定技能以外の「専門的・技術的分野の在留資格」を含む。茨城、北海道ともに技術・人文知識・国際業務の数は100未満。
資料 「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(令和7年10月末時点)より農中総研作成。

「転職」は農業で最多。転職は県域内での転職を含めて“地方”間が多い傾向

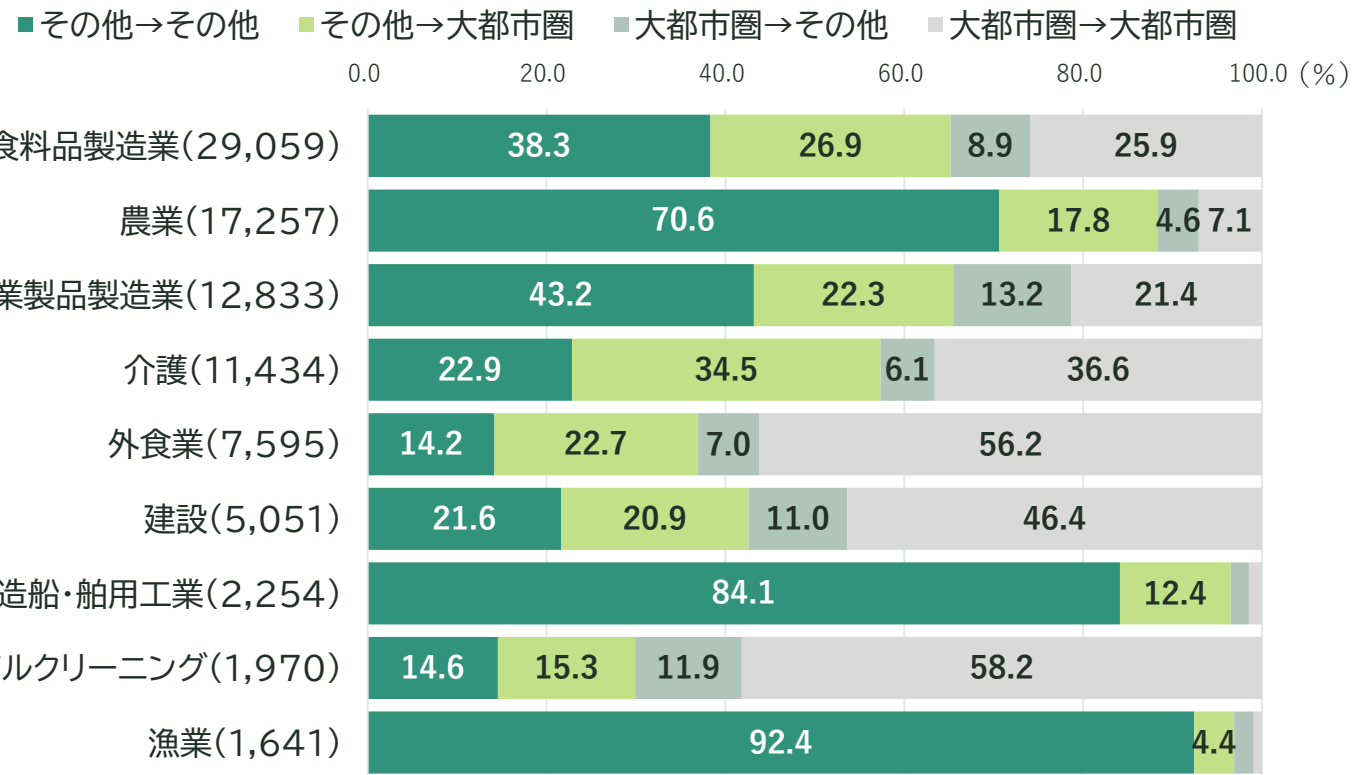
農業分野の1号特定技能外国人の「転職」経験

- ここでは受け入れ機関の変更を「転職」とする。
- 令和3年から令和6年までに特定技能1号の資格を取得してからの転職経験がある者のシェアは農業が最も高く、**32.9%を占める**



1号特定技能外国人の「転職」先地域

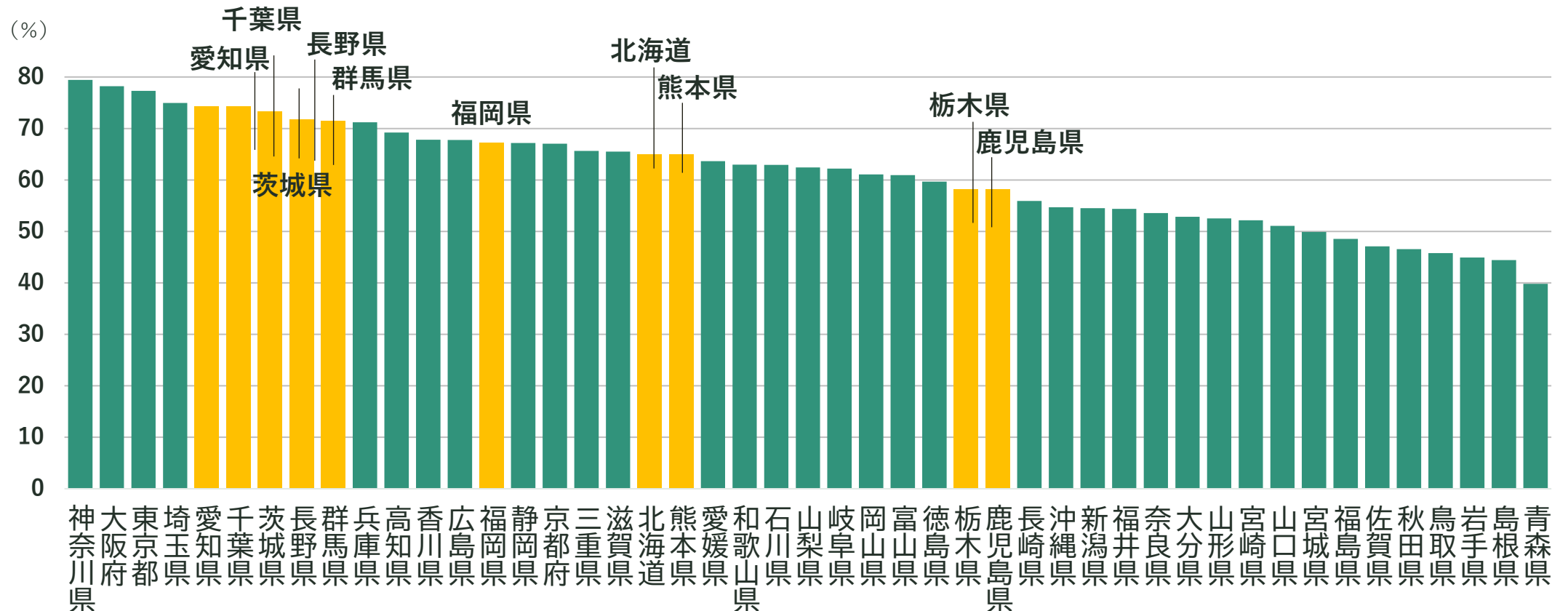
- 農業は“地方”から“地方”への移動(県域内移動含む)が最多。2割が地方から千葉県や愛知県に転職していると考えられる。



注 転職は、「特定技能1号」をもって在留中に「特定技能1号」への初回の在留資格変更許可を受けた実績で判断している。右図の大都市圏は東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県。
資料 出入国在留管理庁・厚生労働省「転籍制限期間の設定について」（特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議資料）。

【参考】 技能実習から特定技能1号への移行時に県域を越えて移動する割合は高い

特定技能1号への移行時に技能実習生の住居地がある都道府県内にとどまる割合（全産業）



資料 出入国在留管理庁・厚生労働省「転籍制限期間の設定について」（特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議資料）より農中総研作成。

小括：外国人労働者数は増加傾向。外国人労働者の雇用にも地域性がみられる

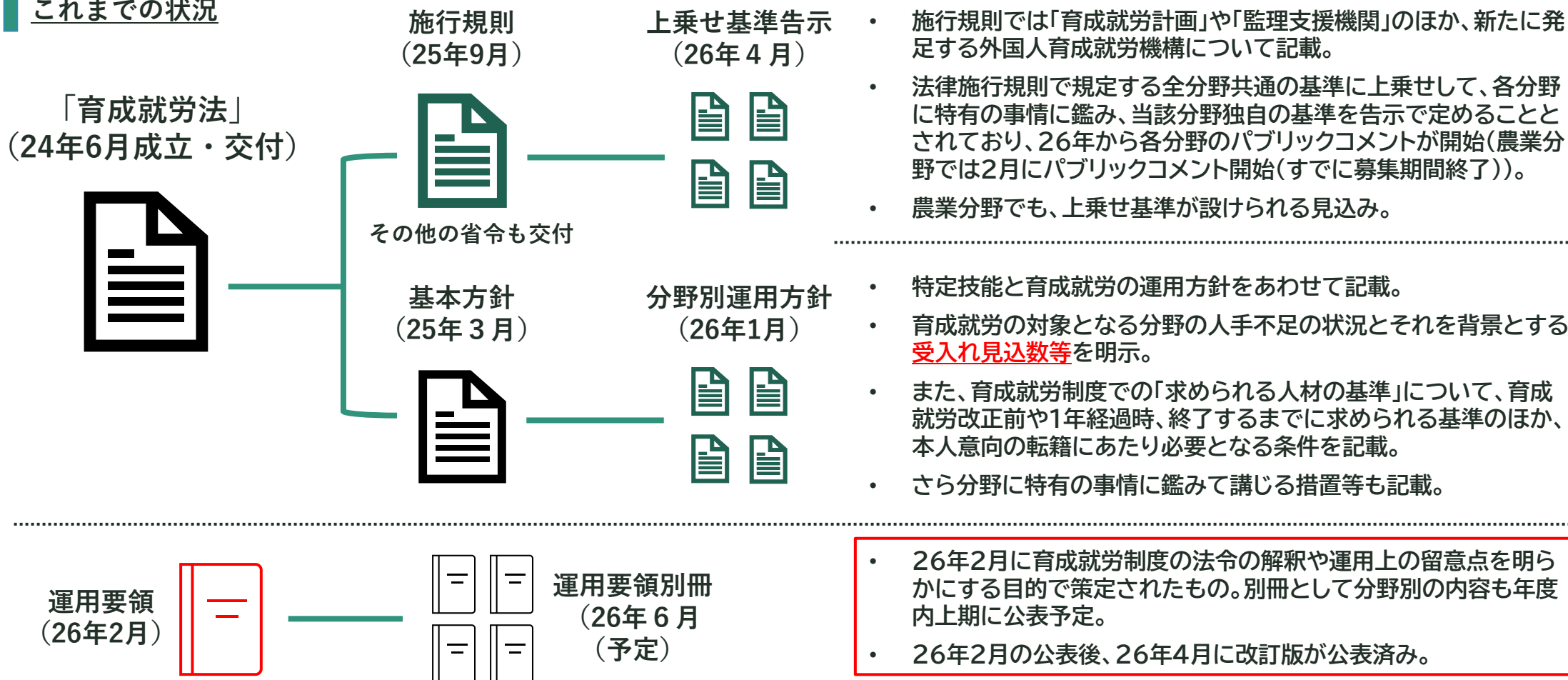
1. 農業分野では労働力不足の解消・緩和のために外国人労働者を雇用する傾向が強く、特定技能外国人が急増傾向。
2. 外国人労働者が農業分野の常雇に占める割合は25%にまで上昇。30代以下の基幹的農業従事者数に匹敵し、24年から25年の特定技能外国人数の増加数は雇用就農者数は同水準。
3. 選果場を含めて、これまで技能実習生を受け入れていなかったエリア・事業者でも外国人の雇用が広がり、主に「試験ルート」を通じて雇用している。
4. また、技能実習修了時に県域を超える移動も多く、技能実習期間の技能等の育成コストの“対価”は他の事業者のもとで発現している可能性があり(技能実習時の作業と一致するとも限らない)。農業分野でも特定技能の人材を“供給”する役割を発揮しているエリア等の存在がありうる。
5. 育成就労制度の施行以降、全国的な農業分野での受入動向にも変化が生じる可能性がある。

本日本話する 内容

1. 農業労働力をめぐる現状
2. 育成就労制度の農業分野におけるポイント
3. 育成就労制度のポイント（お話ししたいポイント）

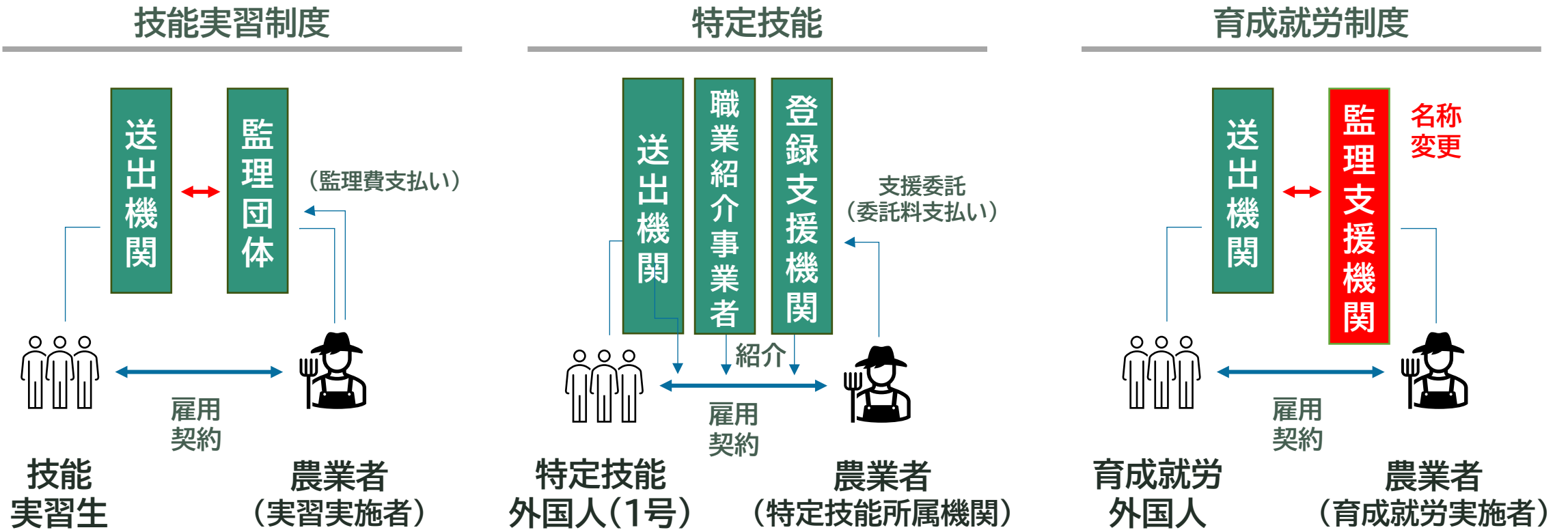
25年度に入り、基本方針、施行規則、分野別運用方針、運用要領が公表済み

これまでの状況



【再掲】 育成就労制度の受入スキームは技能実習制度を踏襲している

各制度の受入スキーム



25年7月のセミナーでの“残された論点”の内容も確定（+今後のスケジュールも）



育成就労制度の対象分野

【確定】

農業分野は育成就労制度の**対象分野**に含まれており、育成就労外国人の派遣形態での雇用ができる分野にもなっている。



受け入れ可能な人数枠

【確定】

育成就労制度での事業者ごとの受入れ人数枠に加えて、**分野ごとの受入れ見込み数**(≡受入れの上限)が分野別運用方針で確定。



転籍にかかる要件等

【ほぼ確定】

転籍にかかる要件と“引き抜き防止策”、転籍制限のかかる年数、地方への配慮方法が施行規則等で明らかに。転籍時の負担等について若干残された論点あり。



監理支援機関に関する内容

【確定】

監理団体の名称が監理支援機関に変更されることに加えて、**許可基準に関する厳格化の内容が施行規則、運用要領で明確化。**



育成就労計画と日本語講習等

【確定】

日本語能力を重視する方針のもと、**入国後講習や当面の経過・移行措置等**が定められており、育成就労計画への記載事項や定める目標等も分野別運用方針で確定。












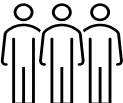









農業分野の内容

【ほぼ確定】

農業の特性を反映した分野別方針や育成就労計画に設定する目標(≡試験)が決まり、**農業の事情に応じた上乘せ基準**も検討も済。

【再掲】育成就労制度は技能実習制度の仕組みを引き継ぎつつ、特定技能とのスムーズな接続のほか、人材の確保も見据えた内容となっている

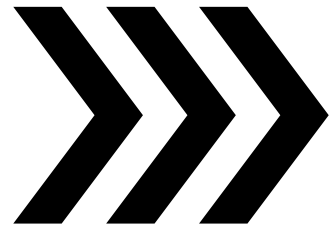
	育成就労	技能実習	特定技能
 事前の計画策定	 育成就労計画 (業務内容基準あり)	 技能実習計画 (業務内容基準あり)	 支援計画 (業務内容との関係は薄)
 職種・作業の制限	 2業務区分 6つの「主たる技能」	 耕種農業3作業 畜産農業3作業	 耕種農業全般 畜産農業全般
 業務内容の制限	 必須業務が業務従事時間 全体の1/3以上	 必須業務が業務割合の 1/2以上	 栽培・飼養管理と 農畜 産物の集出荷・選別 の 業務が主
 受入人数枠	 事業者ごとの制限あり 分野全体での設定あり	 受入人数の枠あり	 事業者ごとの制限なし 分野全体での設定あり
 派遣形態での雇用	 可能 (農業、漁業に限る)	 認めていない	 可能 (農業、漁業に限る) (事業者制限あり)

転籍にかかる内容

育成就労制度では技能実習制度の転籍制限を緩和、本人意向の転籍も可能に。

育成就労制度の転籍

やむを得ない事情が
ある場合の転籍



転籍の範囲の拡大・明確化、手続き
の柔軟化

本人意向の転籍



転籍制限期間の確定
転籍にかかる各種手続き
(施行規則、運用要領)

「やむを得ない事情」がある場合以外の本人意向の転籍も可能となるが、事業者による“引き抜き”が積極的に行われることは想定できない仕組み



転籍先として適切であると認められる要件

- ✓ 技能・日本語能力の試験の合格率や育成成就労の体制や法令遵守の状況、待遇や相談支援体制などから総合的に判断し、**優良な受け入れ機関のみが対象。**



転籍時の初期費用の補填の仕組み

- ✓ 転籍前の受入れ機関が支出した初期費用を、転籍先の受入れ機関が分担（一律の固定額と航空券実費は上乘せ可）。
- ✓ 金銭評価できない無形コストも対象。



引抜き上限と優良の場合の優遇措置を設定

- ✓ 指定区域外の育成就労実施者において、**在籍する育成就労外国人のうち「本人意向による転籍者」の割合について1/6の上限とする。**
- ✓ 指定区域において優良認定された実施者では、基本枠より多くの受入が可能。
- ✓ 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県を除く道府県を「指定区域」とし、育成就労実施者の本店所在地で判断。



過度な引き抜きの防止への配慮あり

- ✓ 当分の間、過度な引き抜き防止の観点から、**民間の職業紹介や特定募集情報等提供事業者の関与は認めない。**
- ✓ 転籍先が育成就労計画の認定を受けなければならない、さらに都道府県をまたぐ転籍は監理支援機関の変更もありハードルは高い。

農業では転籍制限期間は1年

育成就労計画と日本語講習等

稲作、肉用牛、肉用鶏での1年を超える受入れも可能となり、育成就労評価試験の合格を目指し、主たる技能に関する育成を進めていく

「主たる技能」の範囲

- 技能実習制度では「移行対象職種・作業」のみ1年を超える技能実習が可能だった（農業では2職種6作業）。
- 育成就労制度でも修得を目指す**主たる技能**を定め、3年の育成就労期間中に技能の試験合格を目指す（≡特定技能への移行条件）。
- 分野別運用方針の公表により、農業分野の育成就労において目指すべき目標として求められる技能と日本語能力水準が示されている（詳細右図）。

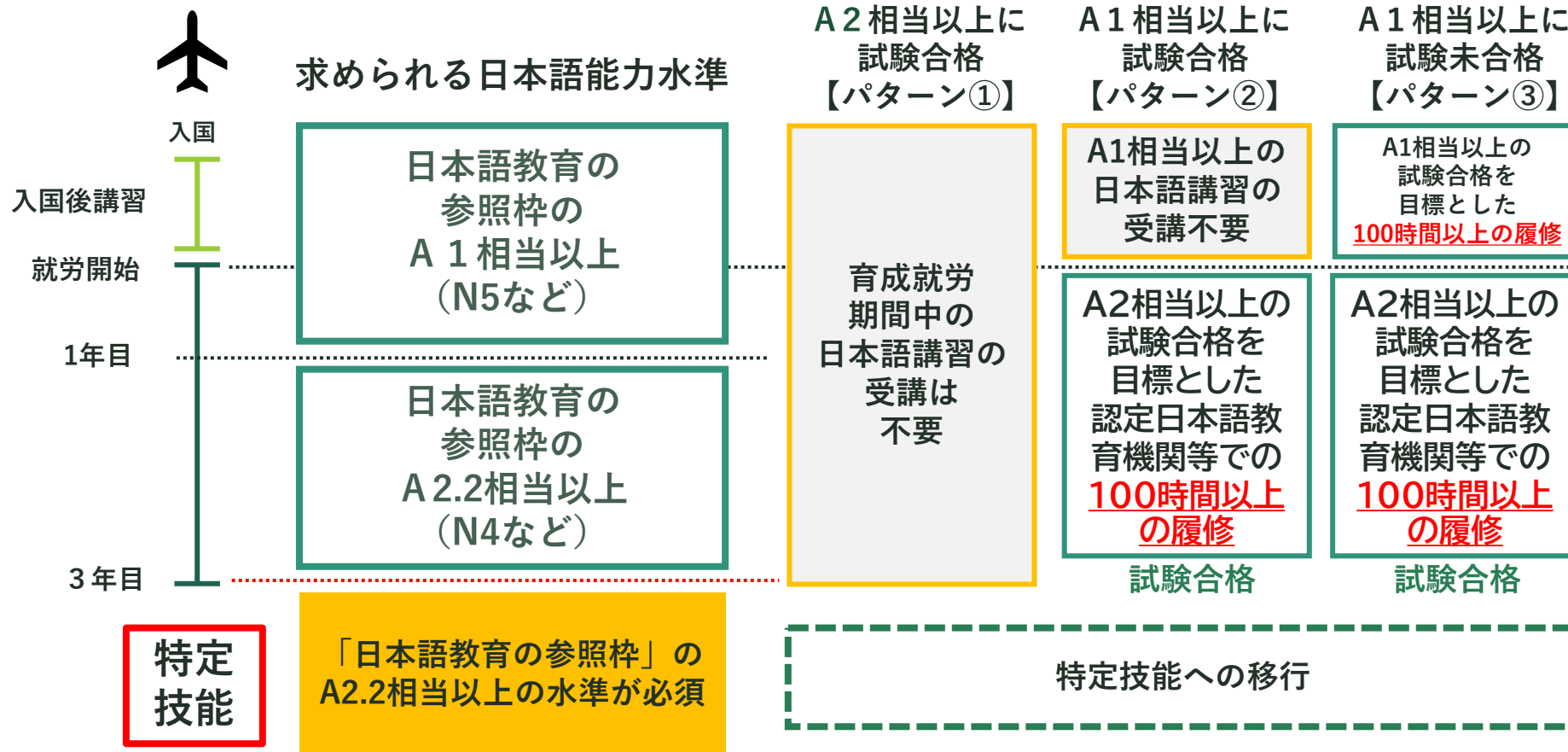
農業分野における育成就労制度の業務区分と「主たる技能」

	技能実習 (移行対象職種・作業)	育成就労 (業務区分、主たる技能)
耕種 農業	畑作・野菜	稲作・畑作
	施設園芸	施設園芸
	果樹	果樹
畜産 農業	酪農	養牛
	養豚	養豚
	養鶏	家きん

- これまで1年を超える技能実習の実施実習が認められていなかった**稲作**、**肉用牛**（養牛に含まれる）、**肉用鶏**（家きんに含まれる）での育成就労外国人の受入が可能に。
- これらの主たる技能ごとに、育成就労評価試験（初級（1年目までの目標）、専門級（終了するまでの目標））の合格を目指す（≡全体の1/3の必須業務）。
- 特定技能での「農業技能測定試験」（耕種農業全般、畜産農業全般）はそのまま継続となる。

【再掲】日本語教育のタイミングが特定技能を見据えた場合の論点となる

育成就労制度で求められる日本語能力

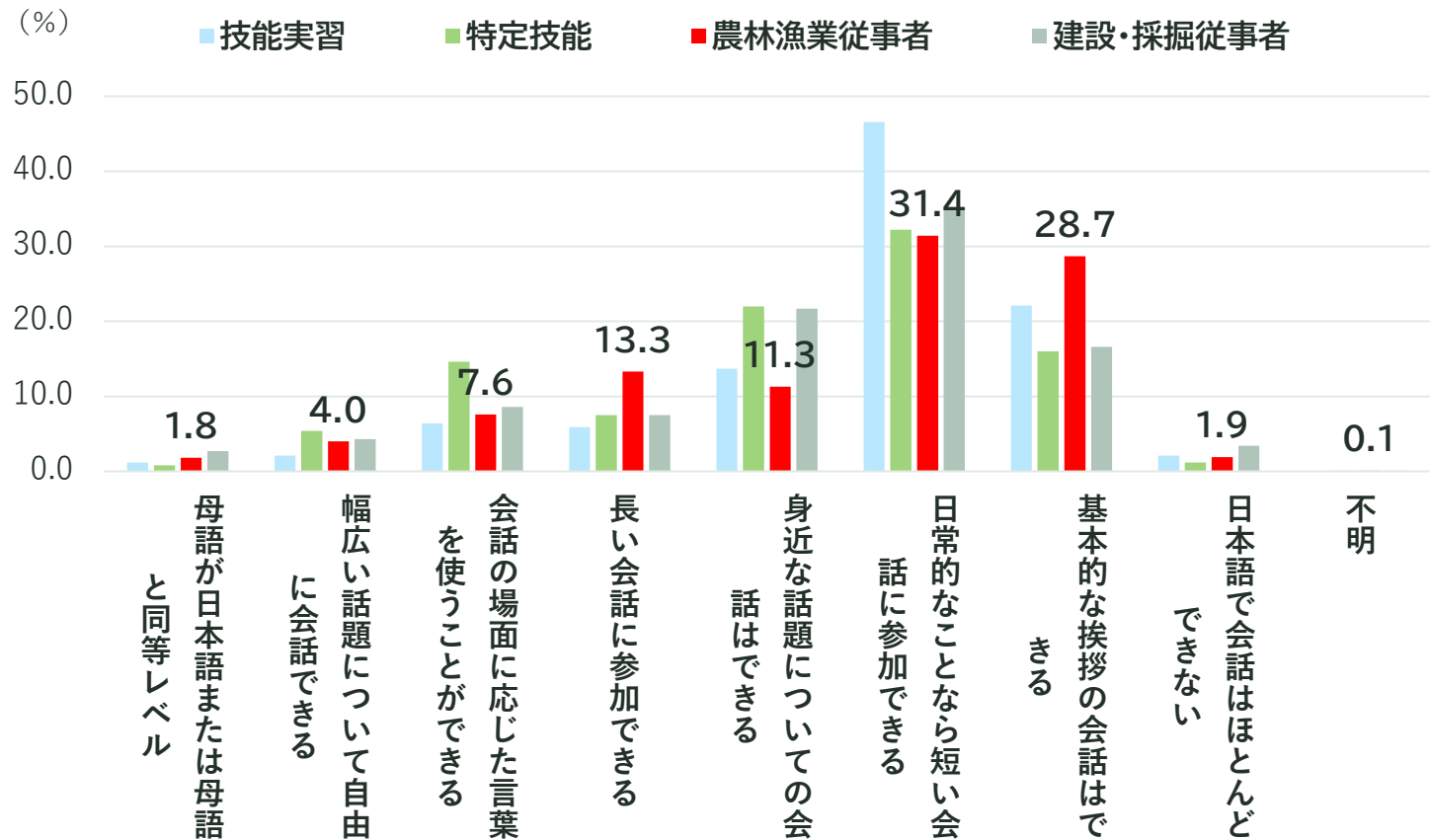


- 技能実習制度では特定技能への移行時を含めて、日本語能力に関する試験の合格等は求めている。一方で、育成就労では試験の合格が必須。
- 入国前の時点でN5等の合格が基本。未合格の場合は認定日本語教育機関の「就労」課程のA1相当講習を入国後講習で100時間受講しなければならない。また、別途、A2相当講習を100時間以上受講する必要がある。
- 当面の間は登録日本語教員の資格を持つ者による講習でも可(ただし教師1人に対して受講生徒数は20人以下)。
- 講習にかかる費用は事業者負担。日本語教育のタイミングや農業のスケジュールに応じた講習時間の設定がポイントとなる。
- 地方・農村部における登録日本語教師情報の収集も鍵？(オンラインも条件付きで可能)。

注 育成就労制度運用要領より農中総研作成。

農林漁業従事者の来日時点での日本語能力はレベルは平均的に低い可能性あり

外国人従事者の会話能力



農業分野の特徴

- 農業で従事する外国人の会話能力は「日常的なことなら短い会話に参加できる」の割合が最多。それに次いで「基本的な挨拶の会話ができる」の割合が高い。
- 技能実習全体よりも「基本的な挨拶の会話ができる」の割合が相対的に高く、**日本語能力が低い層の存在が推測できる**。
- 一方で、長い会話ができる割合も高く、二極化が進んでいる可能性がある。
- 農業で働きながら試験合格を目指す難しさは未知数（特定技能への移行希望者は試験に合格できる環境を選考÷選ばれる産業・職場）。

分野別受入れ見込数の考え方

農業の受入れ見込数は9.96万人。うち育成就労は2.63万人となる。

受入れ見込数(≒受入上限)の設定

- 26年公表の分野別運用方針では各分野の外国人の受入れ見込数を記載。
- 受入れ見込数は受入上限となる。
 - これを超えることが見込まれる場合、業所管大臣は法務大臣に対して 一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求めたり、法務大臣および厚生労働大臣に対して一時的に育成就労認定の停止の措置を求めることとなる。
- 令和10年を基準として、必要就業者数と就業者数の差分として「人手不足数」を算出。
- そこから生産性向上(人数換算)と国内人材確保数を引いた値が「受入れ見込数」となる。

農業分野の受入れ見込み数(令和11年3月末まで)の設定

(万人)

必要就業者数(A)	就業者数(B)	人手不足数(C)	生産性向上(D)	国内人材確保(E)	受入れ見込数(F)	うち特定技能見込数	うち育成就労見込数
136.8	97.9	38.9	20.94	8.00	9.96	7.33	2.63

注1 特定技能は令和8年1月から令和10年度(令和11年3月)までの約3年間分の数(令和6年3月決定がベース)

注2 育成就労は令和9年度から令和10年度(令和11年3月)までの2年間分の数(技能実習生数(年約1万人)がベース)

(A)必要就業者数

令和10年度の農地面積の確保目標を417.1万haと見込み、当該農地面積を現行の生産性(3.0ha/人)で除して算出。

(D)生産性向上

経営の規模拡大により、生産性向上ペースが令和10年度まで継続し、1人あたりの農地面積が0.6ha/人増加すると想定。

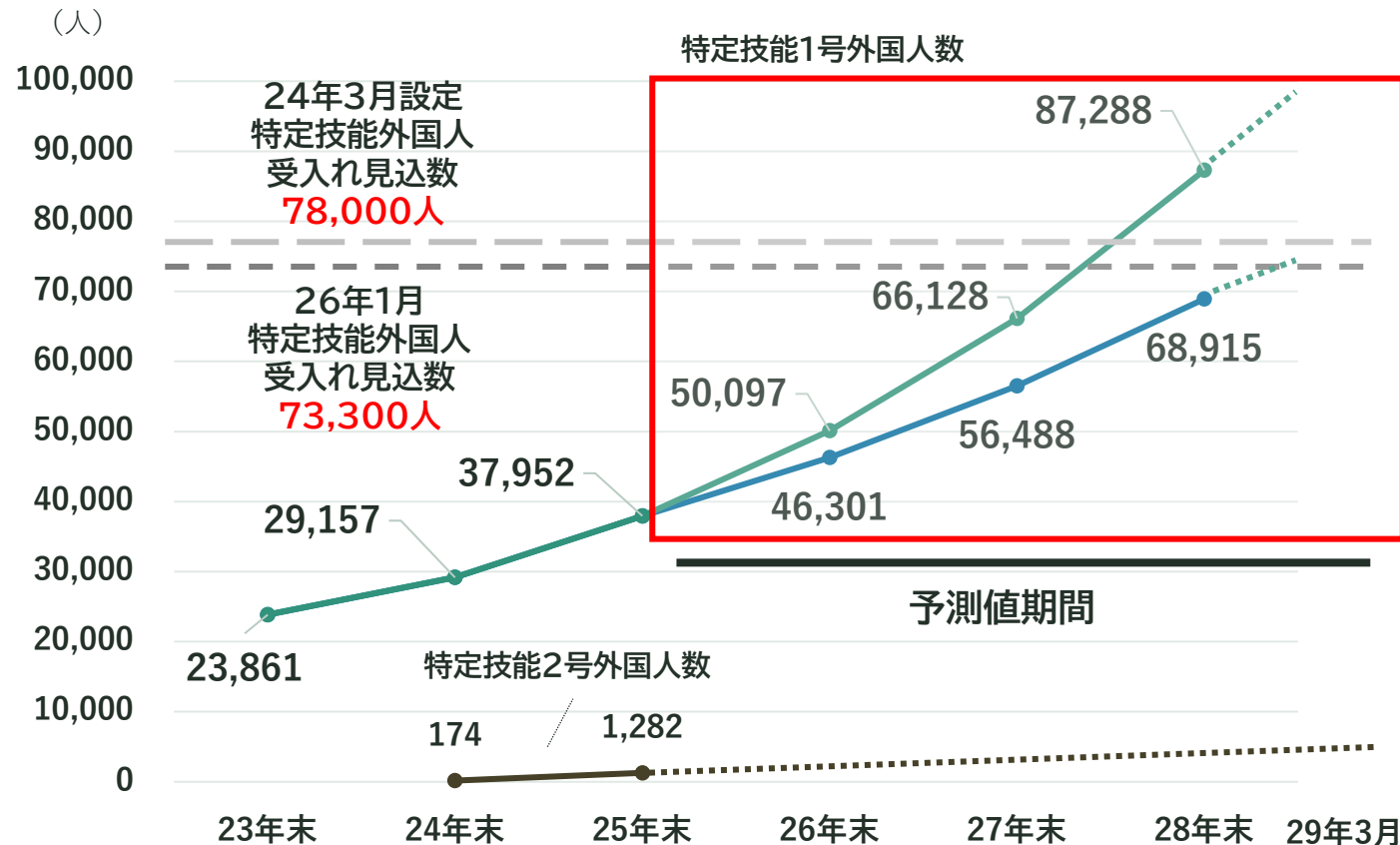
(E)国内人材確保

農業への人材の呼び込みと定着に向けた取組み等により、現行の若年層新規就農者数(1.6万人)が令和10年度まで継続する想定。

注 なお、特定技能は2024年度から5年間、育成就労は2027年度から2年間の受入れ見込み数となる。
資料 分野別運用要領より農中総研作成。

【参考】特定技能外国人数の急増が続けば農業も上限を迎える可能性はあるか？

特定技能外国人1号の今後の試算



青線

23年から24年の増加率(22.2%増)
に基づく推計

緑線

24年から25年の増加率(30.2%増)
に基づく推計

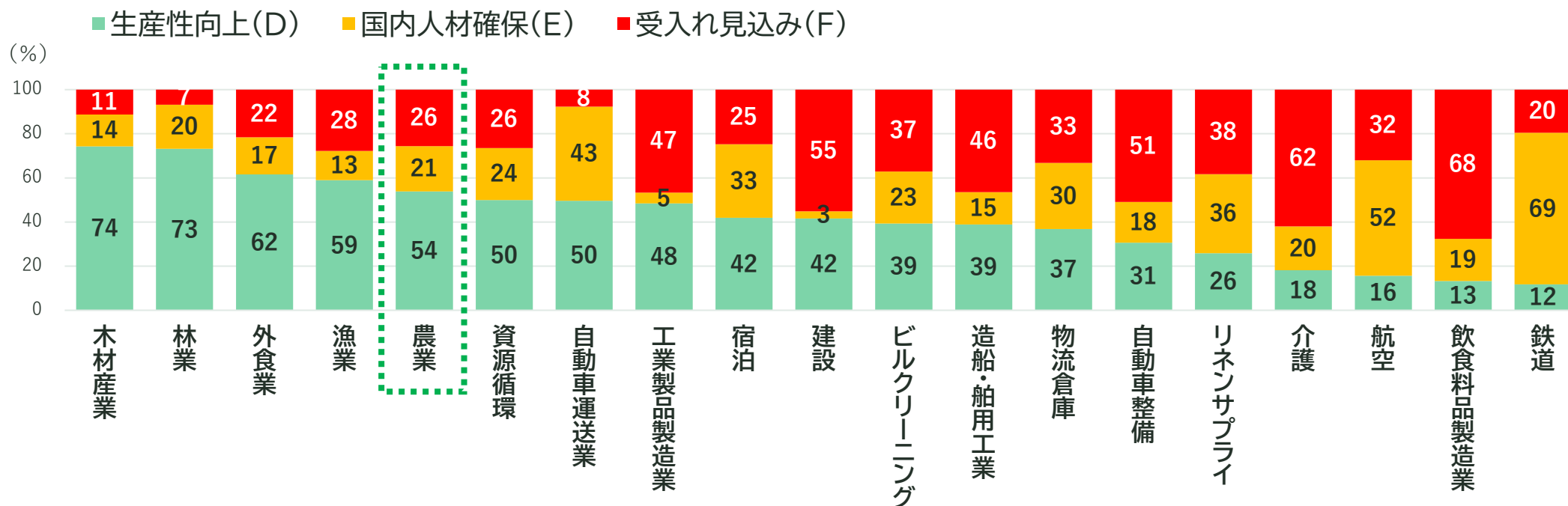
農業で受入れ見込み数
を超える可能性はあるか？

ただし特定技能1号外国人での
上限の通算5年を迎えた
帰国分を加味する必要

【参考】農業は生産性向上を通じた省人化による人手不足解消を見込む分野

人手不足数の内訳(生産性向上、国内人材確保、受入れ見込み)

- 農業分野は人手不足数に対する「生産性の向上」による省人化により、人手不足解消の54%が解決される想定。
- 農業分野の人手不足数に占める外国人労働者の「受入れ見込」のシェアは26% (建設や自動車整備、介護や飲食料品製造業は5割超)。
- 外国人労働者を制限なく雇用できない仕組みのなかで、スマート農業等の導入を含めた省人化と国内人材確保の検討が欠かせない。



注 人手不足数に対する各項目のシェアを計算した。
資料 分野別運用方針および出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数の公表等」より農中総研作成。

【参考】25年12月末の農業の特定技能外国人数は見込み数の51.8%。技能実習計画認定数が年間1万人前後、特定技能の農業技能測定試験は24年度に2.8万人合格

各分野の受入れ見込み数と現在の特定技能外国人数

分野	必要就業者数 (A)	就業者数 (B)	人手不足数 (C)	生産性向上 (D)	国内人材確保 (E)	受入れ見込み (F)	① うち 特定技能	② うち 育成就労	④ 特定技能 25年12月末	③/①×100 見込数 に対する割合
農業	1,368,000	979,000	389,000	209,400	80,000	99,600	73,300	26,300	37,952	51.8
介護	2,357,300	2,098,000	259,300	47,100	51,500	160,700	126,900	33,800	67,871	53.5
ビルクリーニング	1,052,000	945,600	106,400	41,900	25,000	39,500	32,200	7,300	8,395	26.1
リネンサプライ	119,800	99,700	20,100	5,200	7,200	7,700	4,300	3,400	-	-
工業製品製造業	5,766,900	5,083,200	683,700	330,900	33,600	319,200	199,500	119,700	56,736	28.4
建設	3,120,000	2,760,000	360,000	149,900	11,500	199,500	76,000	123,500	49,323	64.9
造船・船用工業	181,500	102,000	79,500	30,900	11,700	36,900	23,400	13,500	11,204	47.9
自動車整備	402,000	364,100	37,900	11,600	7,000	19,300	9,400	9,900	4,560	48.5
航空	51,500	36,200	15,300	2,400	8,000	4,900	4,900	0	2,260	46.1
宿泊	641,000	560,000	81,000	34,000	27,000	20,000	14,800	5,200	1,968	13.3
自動車運送業	1,586,300	1,298,400	287,900	142,800	123,000	22,100	22,100	0	151	0.7
鉄道	175,600	155,100	20,500	2,400	14,100	4,000	2,900	1,100	54	1.9
物流倉庫	340,000	284,900	55,100	20,300	16,500	18,300	11,400	6,900	-	-
漁業	170,000	107,300	62,700	37,000	8,300	17,400	14,800	2,600	4,590	31.0
飲食料品製造業	1,957,000	1,668,600	288,400	38,200	55,300	194,900	133,500	61,400	93,393	70.0
外食業	4,811,000	4,555,000	256,000	157,700	43,000	55,300	50,000	5,300	43,869	87.7
林業	58,000	37,500	20,500	15,000	4,100	1,400	900	500	0	0.0
木材産業	136,000	76,800	59,200	44,000	8,500	6,700	4,500	2,200	15	0.3
資源循環	122,000	105,000	17,000	8,500	4,000	4,500	900	3,600	-	-
合計							805,700	426,200		

注 リネンサプライ、物流倉庫、資源循環は2027年から受入予定。
資料 分野別運用方針などより農中総研作成。

監理支援機関の許可要件の厳格化

監理支援機関の許可基準として設置が義務化される外部監査の能力を有する者の範囲が明確化。県域中央会は“外部監査人”に該当しない内容。



監理支援機関の許可基準

- 監理支援機関は、監理支援機関の許可が必要。本邦の営利を目的としない法人であることが求められ、株式会社は対象外。

① 育成就労実施者の数に関するもの

監理支援を行う監理型育成就労実施者の数が二以上であるか、又は二以上となることが見込まれること。

② 常勤の役職員の数に関するもの

監理支援の実務に従事する常勤の役職員について一定以上の人数が確保されていること（実施者数の数を8で割った数を超え、育成就労外国人数を40で割った数を超えていること）

③ 相談応需体制の整備など

母国語相談応需体制の整備のほか、保護のための体制として、監理支援機関と育成就労時実施者の事業所が通常の業務時間内で可能な位置関係にあること（一時的な避難先の設置でも許容される）。

④ 財産的基礎

直近の事業年度末時点で債務超過の状態にないこと。

⑤ 個人情報情報の適正管理等

⑥ 外部監査に関するもの

外部監査人の設置を義務付け、外部の視点を加えることにより、監理支援機関の業務の中立的な運営を担保しようとするものであり、密接な関係を有しないほかにも以下が求められる。

外部監査人としての能力を有する者の“条件”

- 過去三年以内に外部監査人に対する講習として法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定めるものを修了した者
- 弁護士若しくは弁護士法人、社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人又は行政書士若しくは行政書士法人その他育成就労に関する知見を有する者
- 欠格事由などに該当しない者

その他育成就労に関する知見を有する者の範囲

- 出入国又は労働に関する法令について高度な知識・経験を有する者（大学の教授等）
- 外部監査人に係る講習実施機関として告示されている機関であって相当の実績がある者

送出国への支払い上限

【再掲】 送出機関への支払い費用にはすべての費用を含む

送出機関への支払い費用の上限

(施行規則)

外国人が送出機関に支払った費用の額が「**育成就労計画に記載された報酬の月額に2を乗じて得た額を超えないこととする**」

【運用要領】

- **費用の範囲は、その費目を問わず、支払った一切の費用が対象。**送出機関への支払いと同視できる教育機関等への支払いをすべて含む。
- 上限の超過分は受入れ側（農業者等）の負担となる。
- ここでの報酬は「雇用契約で定められた給与等から算出した所定内賃金の月額」。
- 毎月、月額の1割を返済した場合、約1年半（全育成就労期間の約半分）で完済可能との想定（有識者検討会より）。

農業が送出機関から“選ばれない”可能性につながるか？

【令和6年賃金構造基本統計調査】

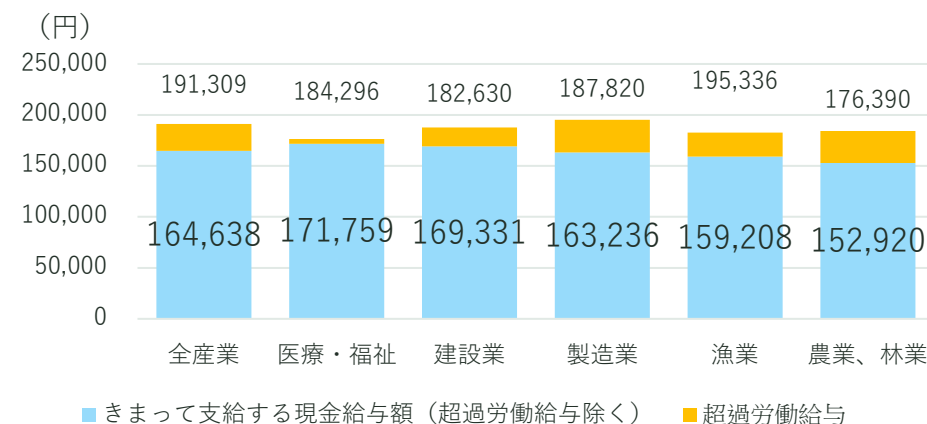
- 技能実習生全体での所定内給与金額は18.3万円。
- 建設業は20.0万円と全体より高い水準。

【令和5年外国人雇用実態調査】

- 技能実習生の所定内給与金額は16.9万円。
- 建設・採掘従事者は21.5万円。農林業従事者は17.0万円。

【業種別1号技能実習生の支給額（外国人技能実習機構）】

- 技能実習1号のき超過労働給与を引いた給与額は16.5万円。
- 農業は統計掲載のなかでは最も低く15.3万円。

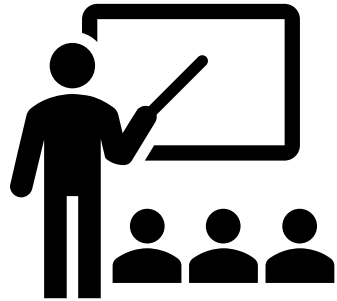


農業分野の上乗せ

農業の上乗せ基準は安全衛生講義義務化、労基法準拠と雇用者の限定の3つ

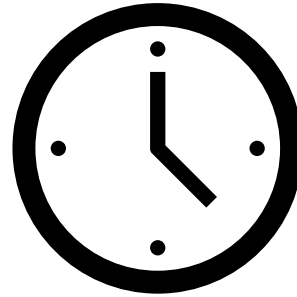
農業分野の特有の事情に鑑みた独自の基準

安全衛生講義の義務化



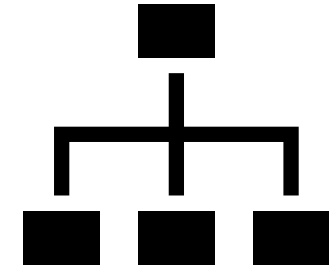
- 労働災害防止の観点から入国後講習において安全衛生にかかる講義を義務化する。
- 講義の質を担保するため、一定の知識を有する者として、**農林水産研修所における農作業安全に関する指導者講習等を受講した者による講義の実施が必須。**

待遇の基準（労基法関連）



- 農業分野は労働基準法の労働関係規定は適用除外だが、技能実習生については労働基準法準拠（労働基準法第41条を適用しない）という通知があった。
- 育成就労制度においては、法令上明確にしつつ、**同じく労働基準法への準拠**を定める。

育成就労を行う体制



- 体制に関しては、特定技能と同じとして、事業者の範囲が限定される。
- **労働者を6月以上継続した経験又はこれに準ずる経験を有することなど**（派遣においては、派遣先責任者講習など）

【参考】農業は労働基準法の一部の規定が適用除外だが、育成就労外国人は技能実習生と同じく、労働基準法に準拠することとなった



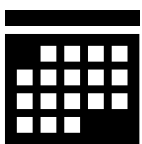
法定労働時間

1日8時間、週40時間を超えないこと



休憩

労働時間が6時間を超えれば45分以上、8時間を超えれば1時間以上の休憩を途中に与えること



法定休日

毎週1日以上または4週間を通じて4日以上の休日を与えること



時間外労働

法定労働時間を超えて労働させる場合は25%以上、60時間以上は50%以上、法定休日は35%の割増賃金を支払うことなど



農業分野の技能実習生：
適用除外ではなく労働基準法に準拠



農業分野の育成就労外国人：
適用除外ではなく労働基準法に準拠



日本人従業員：適用除外



特定技能外国人：適用除外

小括：外国人労働者数は増加傾向。外国人労働者の雇用にも地域性がみられる

1. 監理支援機関のもと、計画に基づき技能の修得を目指した育成を進めていく点では、技能実習制度と同じ。
 2. 人権的な配慮の観点から本人転籍の転籍ができるなど変更点もあるが、現場の作業では「必須業務」などの変更のほか、稲作等での受け入れが新たに可能になるなどの変化もある。
 3. 日本語能力については試験合格が必須。入国前の能力水準が比較的低く、学習機会の提供について容易ではない可能性が高い地方・農村でのあり方は今後の要検討事項。
 4. 育成就労期間時の転籍について、やむを得ない事情がある場合の運用は評価できる要素であるが、転職先を探すなど運用時の課題は生じる見込み。また、特定技能移行時の転職、県域をまったく移動はこれまでどおりであり、日本語を含む育成の“効果”発現の帰着先のズレは生じてしまう。
 5. 特定技能への移行ができない産業・事業者は長期雇用希望者には“選ばれない”ことになる。
 6. JAが監理支援機関を行っている場合は、許可基準を満たすことができるか検討を行う必要。
-

今後注視したい研究テーマ

1. 農業者のもとでの外国人従業員の働き方やポジションの検討

- 早稲田大学堀口名誉教授、軍司先生の先行研究あり

2. 特定技能2号外国人の意向

- 吉満一貴(東京農業大学博士課程)「農業分野における特定技能2号合格者の新動向と送出国側での事前研修の実態」(25年5月「日本農業労災学会報告資料」)

3. 人手不足が深刻化し、雇用期間が長期化する経営での外国人の役割:

4. 経営体内のキャリアアップ、人的資源管理

- 渡辺日奈乃さん(東北大学博士課程)、東北大学角田教授の先行研究あり

5. 選果場での人手不足対応(そこでの外国人の受入)

- 北海道大学東山教授、北海学園大学宮入教授による先行研究あり

6. 労働安全衛生、「ビジネスと人権」への配慮(農林水産省「農業分野における外国人材受入れセミナー」第7回、第8回)

本日本話する 内容

1. 農業労働力をめぐる現状
2. 育成就労制度の農業分野におけるポイント
3. 育成就労制度のポイント（お話ししたいポイント）

省令・分野別運用方針・運用要領の内容について杉田先生とお話ししたい内容

制度内容の詳細

1. 育成就労計画の策定等における留意点、**受入時期に応じた技能実習の経過措置**
2. 本人意向の転籍をめぐる各種措置をめぐる評価
3. 「**転籍を認め得るやむを得ない事情**」にかかる雇用条件の事前説明の在り方
 - ✓ 外国人の母国語での説明はもとより、雇用条件書等での説明範囲はどこまで考えればよいか。
4. 日本語に関する講習の在り方と事業者負担の考え方
5. 二国間協定と予想される海外の送出し機関等の反応
6. **育成就労制度運用要領の26年4月改正の注目点**

制度運用の見通し

7. 他分野と比べたときの農業分野の受入れ見込数の特徴と見込み数到達の影響
 - ✓ 「**外食**」では26年5月に受入れ見込数5万人を迎えるとして、在留資格認定証明書の一時的な交付の停止措置を講じることが決定しています（26年4月13日以降、当面の間）。試験合格者が多い分野であり、この影響と農業分野への波及等についてお伺いしたく考えます。
8. 育成就労制度の人材確保に向けた意義と限界
 - ✓ 育成就労から特定技能の流れが主となるか、育成就労を経由しない特定技能の雇用が主となるか
9. その他育成就労制度をみるうえで欠かせない論点